

新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年8月31日～9月6日）

1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
中国	80	787	867
韓国	31	319	350
ベトナム	155	166	321
タイ	225	63	288
フィリピン	31	171	202
台湾	7	162	169
米国	66	101	167
インドネシア	6	85	91
パキスタン	3	72	75
バングラデシュ	7	40	47
その他	103	448	551
合計	714	2,414	3,128

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	0	18	18
	経営・管理	1	110	111
	技術・人文知識・国際業務	37	312	349
	企業内転勤	2	34	36
	介護	0	0	0
	特定技能	0	17	17
	技能実習	183	47	230
	短期滞在	211	0	211
	留学	1	610	611
	研修	0	0	0
	家族滞在	13	311	324
その他	76	261	337	
小計	524	1,720	2,244	
入管法 別表第2	永住者	1	427	428
	日本人の配偶者等	134	135	269
	永住者の配偶者等	22	30	52
	定住者	33	102	135
	小計	190	694	884
合計	714	2,414	3,128	

注意

1. 特段の事情による入国者には「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の1に基づく入国、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものが含まれる。
2. 「中国」には香港、マカオを含む。
3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。
4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。
5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

(2) (1)のうち、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

ア 国籍・地域別

	新規入国	再入国	合計
タイ	205	7	212
ベトナム	134	3	137
合計	339	10	349

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	0	0	0
	経営・管理	1	0	1
	技術・人文知識・国際業務	34	4	38
	企業内転勤	1	1	2
	介護	0	0	0
	特定技能	0	1	1
	技能実習	183	4	187
	短期滞在	120	0	120
	研修	0	0	0
特定活動	0	0	0	
合計	339	10	349	

注:「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国

(3) 乗員上陸許可者数

米国	1,590
フィリピン	759
中国	177
オランダ	139
インド	135
フランス	130
インドネシア	105
ドイツ	70
カナダ	61
トルコ	53
その他	740
合計	3,959

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
3	9	12